

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年5月1日

丸 森 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				丸森地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	丸森地区環境美化保全会
○				丸森地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	上滝地区資源保全会
○				金山地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	長根田林農村環境を守る会
○				金山地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	南新田農地資源保全会
○				大内地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	大内佐野集落協定
○				大内地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	伊手地区農地保全会
○				館矢間地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	一区東農地保全会
○				館矢間地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	一区西農地・水保全会
○				館矢間地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	二区東農地保全会
○				館矢間地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	上水保全会
○				館矢間地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	山田農地・水保全会
○				金山地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	西新田第一保全会
○				小斎地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	小斎保全隊広域協定

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年6月28日

丸 森 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				舘矢間地区	該当なし	令和4年度～令和8年度	南木沼農地水保全会
○				大内地区	該当なし	令和4年度～令和8年度	大内西部地域資源保全会
○				丸森地区	該当なし	令和3年度～令和7年度	矢田農地保全会
○				大内地区	該当なし	令和6年度～令和10年度	伊手地区農地保全会
○				大内地区	該当なし	令和3年度～令和7年度	大内東部地域農資保全会
○				丸森地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	丸森峠集落協定
○				大内地区	該当なし	令和4年度～令和8年度	大内青葉集落協定
○				大張地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	大張1区ノ1集落協定
○				大張地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	大張1区ノ2集落協定
○				大張地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	大張3区集落協定
○				大張地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	大張6区集落協定
○				耕野地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	耕野共愛集落協定
○				金山地区	該当なし	令和3年度～令和7年度	金山第一区保全会
○				丸森地区	該当なし	令和5年度～令和9年度	羽出庭集落協定
○				丸森地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	新町羽入保全会
○				大張地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	大張2区集落協定
○				丸森地区	該当なし	令和3年度～令和7年度	東向集落協定
○				丸森地区	該当なし	令和5年度～令和9年度	丸森7区保全会

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和6年6月28日

丸 森 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			丸森地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	丸森羽出庭集落協定
	○			丸森地区	該当なし	令和3年度～令和6年度	丸森東向集落協定
	○			大張地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	大内熊ノ入集落協定
	○			耕野地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	耕野共愛集落協定
	○			耕野地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	耕野こうや集落協定

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年6月26日

丸 森 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
		○		丸森地区	無	R2年度～ R6年度	MOA自然農法丸森普及会
		○		丸森地区 大内地区 舘矢間地区	無	R2年度～ R6年度	みやぎ仙南農業協同組合 丸森地区産直部会
		○		大内地区	無	R3年度～ R7年度	大内ふゆみずたんぼ生産組合